

一般社団法人高等教育コンソーシアム宮崎定款

目次

- 第1章 総則
- 第2章 会員
- 第3章 総会
- 第4章 役員等
- 第5章 理事会
- 第6章 企画・運営委員会等
- 第7章 会計
- 第8章 定款の変更及び解散
- 第9章 事務局
- 第10章 情報公開及び個人情報の保護
- 第11章 補則

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人高等教育コンソーシアム宮崎と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を宮崎県宮崎市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、宮崎県内の高等教育機関が相互に連携・協力し、県内高等教育全体の質的向上を推進することにより、地域の教育・学術研究の充実・発展を図るとともに、魅力ある高等教育づくりと活力ある地域づくりに貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 県内高等教育機関相互の教育・研究における連携・協力に関する事業
- (2) 県内高等教育機関の教職員・学生の交流に関する事業
- (3) 県内高等教育機関と地域・企業等との交流及び連携に関する事業
- (4) 県内高等教育機関と初等・中等教育との連携に関する事業
- (5) 県内高等教育機関の国際交流の促進に関する事業
- (6) 宮崎県の高等教育環境の情報発信に関する事業
- (7) その他前条の目的達成に必要な事業

第2章 会員

(種類)

第5条 当法人に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した高等教育機関
- (2) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、その事業を支援する地方公共団体、企業及びその他の団体

2 前項第1号の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 新たに正会員、賛助会員として入会しようとする者は、総会において別に定める入会及び退会に関する規則に基づく入会申込書を理事会に提出し、その承認を得なければならない。

(会費等)

第7条 正会員は、総会において別に定める会費に関する規則に基づく会費を支払わなければならない。

(退会)

第8条 この法人の会員は、総会において別に定める入会及び退会に関する規則に基づく退会届を提出することにより、退会することができる。

2 正会員は、一事業年度の途中において退会したときも、当該年度の会費を負担しなければならない。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって除名することができる。この場合、当該総会の日の1週間前までに除名する旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この定款、その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条に規定する会費を1年以上滞納したとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が必要な資格を喪失又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第8条、第9条及び第10条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。なお、会員が既に納入した会費、その他の拠出金は、返還しない。

第3章 総会

(種別)

第12条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種類とする。

(構成)

第13条 総会は、当法人の最高の意思決定機関であり、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 入会の基準及び会費の額
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 会員の除名
- (5) 理事及び監事の報酬の額又はその規定
- (6) 事業報告及び決算の承認
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 定時総会は、毎年1回、毎事業年度の終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 総正会員の議決権の5分の1以上から、理事に対して、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集の請求があったとき。

(招集)

第16条 総会は、法令に定めのある場合を除き、理事会の決議に基づき会長（代表理事）が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を開かなければならない。

3 会長に支障があるときは、副会長（理事）がこれに代わり総会を招集する。

(議長)

第17条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

2 会長に支障があるときは、副会長がこれに代わる。

(定足数)

第18条 総会は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席しなければ、開催することができない。

ただし、当該議事につき議決権行使書面をもってあらかじめ意思表示をした者、又は他の正会員を代理人として議決権を委任した者は、出席したものとみなす。

(議決権)

第19条 正会員は、総会において各1個の議決権を有する。

(決議)

第20条 総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の過半数が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は特別決議として、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 定款の変更

- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の解任
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項
(決議及び報告の省略)

第21条 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

2 会長が正会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を総会に報告することを要しないことにつき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のうち2名以上が、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員等

(役員)

第23条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 4名以上6名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、2名を副会長、1名を業務執行理事とすることができる。
- 3 前項の会長を一般法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した副会長の順序によりその職務を代行する。
- 4 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。
- (2) 当法人の業務及び財産の状況を監査する。

- (3) 理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告する。
- (4) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べる。
- (5) 3号に規定する場合において、必要があると認めるときは、会長に対し、理事会の招集を請求することができる。
- (6) 前号に基づく請求があった日から1週間以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、理事会を招集することができる。
- (7) 当法人が理事との間の訴えを遂行するときに、当法人を代表する。
- (8) 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書につき監査し、監査報告を作成する。
- (9) その他法令に定められた業務を行う。

2 前項に定めるもののほか、監事の監査については、総会において別に定める規則により実施する。

(役員任期)

第27条 当法人の役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者の任期又は現任者の任期の満了する時までとする。

3 役員は、辞任又は任期満了後において定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行う権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議により解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(役員報酬)

第29条 役員は無報酬とする。ただし、常勤役員を置く場合及び会員に属さない役員を選任した場合には、別途総会で定めるところにより報酬を支給することができる。

(役員責任免除)

第30条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事会の決議によって、理事又は監事の同法第111条第1項の損害賠償責任について、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除した額を限度として免除することができる。

(特別顧問、顧問及び参与)

第31条 当法人に、特別顧問、顧問及び参与を置くことができる。

2 特別顧問、顧問及び参与は、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。

3 特別顧問、顧問及び参与は、当法人の行う活動について随時、会長に助言し、協力する。

第5章 理事会

(構成)

第32条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(権限等)

第33条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 会員の入会に関する決定
- (5) その他法令又は定款に規定する職務

(招集等)

第34条 会長は、事業年度ごとに4か月を超える間隔で2回以上定例の理事会を招集する。

- 2 会長は、必要と認めるときは、臨時の理事会を招集することができる。
- 3 会長は、理事から会議に付議すべき事項を示した書面をもって理事会の招集を請求されたときは、その請求があった日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 会長は、監事から理事会の招集を請求されたときは、その請求があった日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、会議の目的である事項を理事会の日の少なくとも一週間前までに各理事及び各監事にその通知を発しなければならない。
- 6 会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
- 7 会長以外の理事は、会長に対して理事会の目的事項を示して理事会の招集を請求したにもかかわらず、請求をした日から1週間以内に、その請求をした日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会招集通知が発せられない場合には、自ら理事会を招集することができる。
- 8 監事は、理事会で意見を述べる必要があると認めて会長に対して理事会の招集を請求したにもかかわらず、請求をした日から1週間以内に、その請求をした日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会招集通知が発せられない場合には、自ら理事会を招集することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれにあたる。ただし、会長に支障がある場合は、副会長がこれに代わるものとする。

(決議)

第36条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事会の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会を開催したときは、法務省令で定めるところにより、書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。

- 2 議事録が書面で作成されている場合には、出席した代表理事及び監事は、議事録に署名又は記名押印する。
- 3 議事録が電磁的記録をもって作成されている場合には、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとる。

(全員同意による理事会の書面決議)

第38条 理事から理事会の決議の目的である事項について提案があった場合、当該提案につき、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすことができる。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときを除く。

2 書面による理事会の議事録は、前条第1項を準用する。

(理事会への報告の省略)

第39条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による理事の業務執行状況報告については、理事会への報告を省略することはできない。

(委員会の設置)

第40条 理事会は、事業の遂行上必要と認めるときは、委員会その他を設けることができる。

第6章 企画・運営委員会等

(企画・運営委員会)

第41条 理事会のもとに企画・運営委員会を置く。

2 企画・運営委員会の設置及び運営に関する基本的事項は、総会において別に定める。

(専門部会及び委員会等)

第42条 当法人の目的を達成するため、企画・運営委員会のもとに専門部会及び委員会等を設置することができる。

2 専門部会及び委員会等の設置及び運営に関する基本的事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(学長等による検討会議)

第43条 当法人の目的を達成するため、各会員の代表者及び有識者等で構成する検討会議を設置することができる。

第7章 会計

(事業年度)

第44条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第45条 当法人の事業計画及び予算は、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。事業計画及びこれに伴う予算を変更する場合も、同様とする。

2 やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。ただし、重要な財産の処分及び譲受け並びに多額の借財を行うことはできない。

(事業報告及び決算)

第46条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て総会に提出し、第(1)号の書類についてはその内容を報告し、第(2)号及び第(3)号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

（剰余金の分配）

第47条 当法人は、社員その他の者に対し、剰余金の分配をすることができない。

第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第48条 この定款は、総会の特別決議をもって変更することができる。

（解散）

第49条 当法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の特別決議
- (2) 正会員の欠亡
- (3) 合併により当法人が消滅する場合
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) その他、一般法人法に定める事由

2 当法人が清算する場合に有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

（事務局）

第50条 当法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局長及び職員は、会長が任免する。ただし、事務局長の任免には理事会の承認を必要とする。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

（情報公開）

第51条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第52条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

(公告方法)

第53条 一般法人法に規定する当法人の公告は、官報に掲載してする。

第11章 補則

(委任)

第54条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関し必要な事項は、総会又は理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(特別の利益の禁止)

第55条 当法人は、当法人に財産の贈与をする者、当法人の役員若しくは正会員等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(法令の準拠)

第56条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

(施行日)

第57条 この定款は、当法人の成立の日から施行する。

(最初の事業年度)

第58条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から令和5年3月31日までとする。

(設立時役員)

第59条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事 鮫島 浩

設立時理事 有馬 晋作

設立時理事 中瀬 昌之

設立時理事 新地 辰朗

設立時理事 大村 昌弘

設立時代表理事 鮫島 浩

設立時監事 飯田 三和

設立時監事 稲用 博美

(設立時委員の氏名及び住所)

第60条 当法人の設立時委員は次のとおりである。

2 設立時委員をもって一般法人法上の設立時社員とする。

※個人の住所のため、ホームページ掲載にあたり削除しております。

設立時委員 鮫 島 浩

設立時委員 平 野 か よ 子

設立時委員 有 馬 晋 作

設立時委員 中 瀬 昌 之

設立時委員 大 村 昌 弘

設立時委員 村 上 昇

設立時委員 兒 玉 修

設立時委員 宗 和 太 郎

設立時委員 和 田 清

設立時委員 松 下 洋 一

以上、一般社団法人高等教育コンソーシアム宮崎の設立に際し、設立時委員鮫島浩外9名の定款作成代理人である司法書士法人法務総合サポート代表社員河埜速史は電磁記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和4年10月11日

設立時委員 鮫 島 浩

設立時委員 平 野 か よ 子

設立時委員 有 馬 晋 作

設立時會員 中 瀬 昌 之

設立時會員 大 村 昌 弘

設立時會員 村 上 昇

設立時會員 兒 玉 修

設立時會員 宗 和 太 郎

設立時會員 和 田 清

設立時會員 松 下 洋 一